

受動喫煙の防止等に関する条例と健康増進法の比較

対象施設の区分	規制内容		健康増進法との比較
	改正後	現行条例	
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは各種学校（初等教育又は中等教育を行うものに限る。）保育所その他これに類するもの、認定こども園又は青少年教育施設	敷地内禁煙（例外なし）	同左	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可） 【上乗せ規定】
大学、高等専門学校、専修学校、各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く。）その他これらに類するもの	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	建物内の公共的空間の禁煙（既存喫煙室のみ可）	法準拠
病院、診療所又は助産所	敷地内禁煙 ※原則、屋外喫煙場所設置不可だが、利用形態を考慮した例外規定を設ける	建物内禁煙（喫煙室設置不可）	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可） 【上乗せ規定】
薬局	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	建物内の公共的空間の禁煙（既存喫煙室のみ可）	法準拠
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の施術所	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	建物内の公共的空間の禁煙（既存喫煙室のみ可）	法準拠
官公庁施設（他の対象施設の区分外のもの。）	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	官公庁の庁舎は建物内禁煙（喫煙室設置不可）	行政機関の庁舎 法準拠
		官公庁施設のうち庁舎以外の施設は建物内の公共的空間の禁煙（既存喫煙室のみ可）	それ以外 【上乗せ規定】 建物内禁煙（喫煙専用室設置可）
児童福祉施設、母子・父子福祉施設その他これらに類するもの（保育所その他これに類するもの及び認定こども園を除く。）	敷地内禁煙 ※原則、屋外喫煙場所設置不可だが、利用形態を考慮した例外規定を設ける	建物内禁煙（喫煙室設置不可）	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可） 【上乗せ規定】
公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	建物内（鉄道駅の屋外のプラットフォームを含む。）禁煙（喫煙室設置可）	建物内（鉄道駅の屋外のプラットフォームを含む。）の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	駅等の建物 法準拠
			プラットフォーム（屋外）【上乗せ規定】 （法は規定なし）
旅客の運送の用に供する列車又は船舶	当該施設の区域内の禁煙（喫煙室設置可。宿泊の用に供する個室の客室を除く。）	公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
旅客の運送の用に供する自動車その他の車両又は航空機	当該施設の区域の禁煙	公共的空間の禁煙又は厳格な分煙（貸切の観光バス・タクシーは除く。）	法準拠
物品販売業を営む店舗	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
金融機関の店舗	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
宿泊施設	建物内禁煙（喫煙室設置可。客室部分は除く）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙。ただし、ロビー面積100㎡以下の施設は、フロントロビーのみ時間分煙又は喫煙選択が可能（いずれも客室部分は除く）	法準拠
飲食店	建物内禁煙（喫煙室設置可） ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は喫煙店舗とすることが可能 ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には子ども及び妊婦の立入禁止を表示	建物内の公共的空間の禁煙又厳格な分煙。ただし、客室（個室を除く。）の面積が100㎡以下の店舗は時間分煙又は喫煙の選択が可能	喫煙店舗とすることができる要件のうち、妊婦の立入禁止については上乗せ。それ以外は法準拠
理容所又は美容所	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙。ただし、客室面積が100㎡以下の店舗は、時間分煙又は喫煙選択が可能	法準拠

対象施設の区分	規制内容		健康増進法との比較
	改正後	現行条例	
公衆浴場	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
冠婚葬祭業を営む施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
火葬場又は納骨堂	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
集会場又は公会堂	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
展示場	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
劇場、映画館又は演芸場	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物（客席を除く。）内の公共的空間の禁煙、厳格な分煙、時間分煙又は喫煙選択可	法準拠
観覧場	敷地 禁煙（屋外喫煙場所設置可） 建物内 禁煙（喫煙室設置可）	建物（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を含む。）内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	建物内禁煙（喫煙専用室設置可）、屋外の規制なし） 【上乗せ規定】
運動施設	敷地 禁煙（屋外喫煙場所設置可） 建物内 禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	建物内禁煙（喫煙専用室設置可）、屋外の規制なし） 【上乗せ規定】
動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	敷地 禁煙（屋外喫煙場所設置可） 建物内 禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	建物内禁煙（喫煙専用室設置可）、屋外の規制なし） 【上乗せ規定】
遊技場、競馬場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
介護老人保健施設、介護医療院及び難病相談支援センター	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
社会福祉施設その他これらに類するもの（上記の対象施設を除く。）	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
駐車場	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
貸会議室業を営む施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
上記の対象施設以外のサービス業を営む施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）	建物内の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分	当該部分の禁煙（喫煙室設置可）	当該部分の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分と壁等により区画されていない部分	当該部分の禁煙（喫煙室設置可）	当該部分の公共的空間の禁煙又は厳格な分煙	法準拠
本表に掲げる施設を除く施設 例：オフィス	建物内禁煙（喫煙室設置可）	規定なし	法準拠